

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【英訳名】	Universal Solution Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 浩行
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 永田 等
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3568-1305（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 永田 等
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期 会計期間	第12期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（千円）	1,659,464	522,397	2,309,607
経常損失（千円）	352,410	210,191	506,398
四半期（当期）純損失（千円）	490,029	349,959	622,857
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—
資本金（千円）	—	968,150	915,900
発行済株式総数（株）	—	69,734	58,734
純資産額（千円）	—	278,179	663,709
総資産額（千円）	—	998,677	1,346,722
1株当たり純資産額（円）	—	3,989.15	11,300.25
1株当たり四半期（当期）純損失 金額（円）	7,321.08	5,018.49	10,604.72
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	27.9	49.3
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△123,168	—	△163,674
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△133,101	—	△184,143
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	89,860	—	△40,734
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	83,465	249,876
従業員数（人）	—	86	92

（注）1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	86（12）
---------	--------

（注）1 従業員数は、就業人員数であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社はASP事業及びeコマース事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社が行うASP事業及びeコマース事業は、提供するサービスの性格上、受注生産という概念の意義が薄いため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高（千円）	前年同期比（％）
ASP事業	259,171	—
eコマース事業	263,226	—
合計	522,397	—

（注）1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間 （自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）	
	販売高（千円）	割合（％）
(株)レストラン・エクスプレス	78,757	15.1
(株)コスト・イズ	68,580	13.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期におけるわが国経済は、米国のサブプライムローンに端を発した金融不安の長期化に伴う世界的な経済の急変による雇用情勢の悪化、個人消費の減退、株価下落、原材料価格の乱高下や急速な円高などにより企業収益の悪化が顕著となりました。

このような情勢下、当社は主力ASP事業の受注回復に向けて新たな顧客に対するコストダウン提案による新規受注獲得、また介護関連事業においては、セミナーやツアー形式による新規顧客の開拓に尽力してまいりました。

この結果、介護関連事業においては平成20年11月より受注が急増しているものの、主力ASP事業の落ち込みをカバーする事ができず、第3四半期におきましても大幅な営業赤字を計上する結果となってしまいました。

以上の結果、第3四半期の売上高は522,397千円となり、売上総利益20,359千円、経常利益△210,191千円となりました。また事業部門別の売上高につきましては、ASP事業は259,171千円、eコマース事業は263,226千円となりました。

第4四半期以降につきましては、現在展開しておりますASP事業における新規顧客へのコストダウン提案を行った結果が、徐々に成果を上げ始めていることに加え、介護事業の順調な伸長が業績回復に寄与してくるものと考えております。

さらに、ASP事業の落ち込みをカバーするために、豊洲データセンターの休止によるリース費用、外注加工費、電話料等の回線使用料、水道光熱費及び販管費の削減を含め、月間30,000千円程度の支出の削減を目標として進めてまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期会計期間末より205,872千円減少し、83,465千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における営業活動の結果、減少した資金は92,587千円となりました。収入の主な内訳は、仕入債務の増加によるキャッシュ・フローの増加62,987千円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加によるキャッシュ・フローの減少52,619千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における投資活動の結果、減少した資金は44,412千円となりました。主な内訳は、投資有価証券の取得による支出18,000千円、ソフトウェアの取得による支出8,847千円及びソフトウェアの製作による支出17,182千円によるキャッシュ・フローの減少であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における財務活動の結果、減少した資金は68,872千円となりました。これは、短期借入による収入170,000千円によるキャッシュ・フローの増加であり、支出の主な内訳は、短期借入金の返済による支出29,600千円及び社債の償還による支出200,000千円によるキャッシュ・フローの減少であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において新たに発生した事実上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

「第5 経理の状況 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」において記載されておりますとおり、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社は、前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間におきましても、営業利益△358,714千円、四半期純利益△490,029千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金170,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

第4四半期以降につきましては、現在展開しておりますASP事業における新規顧客へのコストダウン提案を行った結果が、徐々に成果を上げ始めていることに加え、介護事業の順調な伸長が業績回復に寄与してくるものと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究活動費の金額は、6,174千円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	234,936
計	234,936

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年2月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,734	69,734	ジャスダック証券取引所	—
計	69,734	69,734	—	—

（注）普通株式は完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

(平成16年3月30日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	410 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,985
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45,985 資本組入額 22,993
新株予約権の行使の条件	(注) 7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権被付与者のうち、監査役1名の退任により、新株予約権の個数が10個、新株予約権の目的となる株式の数が30株、それぞれが減少している。

- 2 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（併合）の比率
- 3 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 4 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。

- 5 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 6 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

7 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、権利行使時においても当社の取締役又は社員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職、当社関連会社などへの移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。但し、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8 新株予約権の取得事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、注7(1)記載の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	176
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,779
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,779 資本組入額 16,890
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 5 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注6(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,779
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,779 資本組入額 16,890
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 平成18年2月9日開催の取締役会決議により、平成18年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 平成20年5月22日取締役会決議、平成20年6月10日払込期日の第三者割当による新株式発行に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権発行要項に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回っている。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されている。
- 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 5 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注6(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得するものとする。

第5回新株予約権及び第6回新株予約権につきましては、平成20年12月26日付で全て消却しております。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月22日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	95
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,500
新株予約権の行使期間	平成20年6月11日から 平成23年6月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 9,500 資本組入額 4,750
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権1個の一部行使はできない。 ②本社債の償還期限の経過した後は、本新株予約権の行使をすることができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	69,734	—	968,150	—	575,200

(5) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 69,734	69,734	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	69,734	—	—
総株主の議決権	—	69,734	—

②【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
最高（円）	10,200	19,560	14,980	12,950	12,200	12,190	10,990	10,000	9,240
最低（円）	8,550	9,250	10,750	10,060	9,580	9,100	8,110	8,120	7,000

（注） 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

（１）新任役員

該当事項はありません。

（２）退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	経理財務担当	青木 博之	平成20年12月29日

（３）役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93,465	249,876
売掛金	384,350	307,304
仕掛品	4,897	—
その他	73,223	77,342
貸倒引当金	△112,749	△59,414
流動資産合計	443,186	575,109
固定資産		
有形固定資産	※ 43,479	※ 38,449
無形固定資産		
ソフトウェア	352,748	464,636
その他	1,694	1,712
無形固定資産合計	354,442	466,349
投資その他の資産	155,223	266,454
固定資産合計	553,145	771,253
繰延資産	2,345	360
資産合計	998,677	1,346,722
負債の部		
流動負債		
買掛金	189,345	157,363
短期借入金	224,400	85,000
未払金	139,235	126,880
未払法人税等	3,853	4,650
賞与引当金	7,227	26,961
その他	32,265	230,116
流動負債合計	596,327	630,973
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	95,000	—
退職給付引当金	6,857	6,498
その他	22,313	45,541
固定負債合計	124,170	52,040
負債合計	720,497	683,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	968,150	915,900
資本剰余金	575,200	522,950
利益剰余金	△1,265,170	△775,140
株主資本合計	278,179	663,709
純資産合計	278,179	663,709
負債純資産合計	998,677	1,346,722

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	1,659,464
売上原価	1,413,332
売上総利益	246,132
販売費及び一般管理費	※ 604,846
営業損失(△)	△358,714
営業外収益	
受取利息	478
受取手数料	19,047
その他	76
営業外収益合計	19,602
営業外費用	
支払利息	5,760
資本業務提携関連費用	6,000
その他	1,538
営業外費用合計	13,299
経常損失(△)	△352,410
特別利益	
投資有価証券売却益	9,154
特別利益合計	9,154
特別損失	
減損損失	26,619
投資有価証券評価損	117,498
リース解約損	263
特別損失合計	144,381
税引前四半期純損失(△)	△487,638
法人税、住民税及び事業税	2,391
四半期純損失(△)	△490,029

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	522,397
売上原価	502,038
売上総利益	20,359
販売費及び一般管理費	※ 228,296
営業損失(△)	△207,937
営業外収益	
受取利息	124
その他	74
営業外収益合計	199
営業外費用	
支払利息	1,963
その他	489
営業外費用合計	2,453
経常損失(△)	△210,191
特別利益	
新株予約権戻入益	5,174
特別損失	
減損損失	26,619
投資有価証券評価損	117,498
特別損失合計	144,118
税引前四半期純損失(△)	△349,135
法人税、住民税及び事業税	823
四半期純損失(△)	△349,959

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△487,638
減価償却費	181,024
株式交付費償却	688
社債発行費償却	125
リース解約損	263
減損損失	26,619
投資有価証券評価損益 (△は益)	117,498
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	53,335
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△19,734
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	359
受取利息及び受取配当金	△478
支払利息	5,760
投資有価証券売却損益 (△は益)	△9,154
売上債権の増減額 (△は増加)	△77,045
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,488
仕入債務の増減額 (△は減少)	31,982
未払金の増減額 (△は減少)	35,699
その他の資産の増減額 (△は増加)	20,094
その他の負債の増減額 (△は減少)	11,379
小計	△113,707
利息及び配当金の受取額	478
利息の支払額	△6,468
リース解約による支出	△263
法人税等の支払額	△3,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	△123,168
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△9,238
投資有価証券の取得による支出	△18,000
投資有価証券の売却による収入	15,290
貸付けによる支出	△9,197
定期預金の預入による支出	△10,000
出資金の払込による支出	△1,000
ソフトウェアの取得による支出	△43,995
ソフトウェアの製作による支出	△56,965
敷金及び保証金の増減額 (△は増加)	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△133,101

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	190,000
短期借入金の返済による支出	△50,600
長期借入金の返済による支出	△8,168
社債の償還による支出	△200,000
新株予約権付社債の発行による収入	95,000
新株予約権付社債の発行による支出	△646
株式の発行による収入	104,500
株式の発行による支出	△2,152
未払金の返済による支出	△38,072
財務活動によるキャッシュ・フロー	89,860
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△166,410
現金及び現金同等物の期首残高	249,876
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 83,465

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当社は、前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間におきましても、営業損失358,714千円、四半期純損失490,029千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金170,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

第4四半期以降につきましては、現在展開しておりますASP事業における新規顧客へのコストダウン提案を行った結果が、徐々に成果を上げ始めていることに加え、介護事業の順調な伸長が業績回復に寄与してくるものと考えております。

当社は、当該状況を解消すべく、第3四半期に引き続き以下の点に注力してまいります。

1 介護システム営業体制の強化

景気動向に左右されない介護システムにつきましては、セミナーやツアー形式による営業体制の強化を図り、新規顧客の開拓に尽力してまいります。

2 在宅介護向け「Mobile Care Online」の市場投入

新たな介護事業ソリューションとして、携帯端末を利用した訪問介護事業者向けソリューションである「Mobile Care Online」を平成21年1月13日に市場投入しており、今後徐々にではありますが業績に寄与するものと考えております。

3 大口ASPシステムの早期受注確保

主力ASP事業の受注回復に向けて、単なるシステム提案に留まらず、お客様が厳しい経営環境下において、当社のシステムを採用することにより、コストダウンを図る事ができるような提案内容にブラッシュアップし、早期の受注確定による月次固定売上の増加を目指します。

4 新データセンターの休止等を中心とした支出の削減

豊洲データセンターの休止によるリース費用、外注加工費、電話料等の回線使用料、水道光熱費及び販管費の削減を含め、月間30,000千円以上の支出の削減を目標として進めてまいります。

5 短期借入金の返済資金の確保

社債償還資金として短期借入を実行しておりますが、短期借入金の今後の返済資金の確保に向けては、取引金融機関と継続的な協議を行い、資金計画の策定を進めてまいります。また、新規の借入や第三者割当増資等の実施についても検討を進めており、資金調達を速やかに行いたいと考えています。

四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	1 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、貯蔵品については主として最終仕入原価法による原価法によっていましたが、第1四半期会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、貯蔵品については主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 これによる四半期財務諸表への影響はありません。 2 リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる四半期財務諸表への影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の 算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等 が前事業年度末に算定したものと著しい 変化がないと認められるため、前事業年度 末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高 を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の 算定方法	減価償却の方法として定率法を採用して いる固定資産については、事業年度に係る 減価償却費の額を期間按分して算定する 方法によっております。
3 棚卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末の棚卸資産の簿 価切下げに関しては、収益性の低下が明ら かなものについてのみ正味売却価額を見 積り、簿価切下げを行う方法によっており ます。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※有形固定資産の減価償却累計額は、57,528千円であります。	※有形固定資産の減価償却累計額は、49,229千円であります。

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
(千円)	
給料手当	145,109
賞与引当金繰入額	4,149
退職給付引当金繰入額	570
貸倒引当金繰入額	53,335

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
(千円)	
給料手当	45,566
退職給付引当金繰入額	144
貸倒引当金繰入額	41,019

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	93,465
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000
現金及び現金同等物	83,465

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,734株

2 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年6月10日付けで、株式会社光通信から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、第1四半期会計期間において資本金が52,250千円、資本剰余金が52,250千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が968,150千円、資本剰余金が575,200千円となっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1 スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

(1) 費用計上額及び科目名

売上原価 226千円

販売費及び一般管理費 1,894千円

(2) 消却により特別利益として計上した金額

新株予約権戻入益 5,174千円

2 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

3 当第3四半期会計期間に消却したストック・オプションとしての新株予約権

平成20年12月11日の取締役会決議に基づき、第5回新株予約権3,800個(消却後残存個数0個)、第6回新株予約権1,700個(消却後残存個数0個)を当社が無償にて取得すると共に、取得した自己新株予約権の全てを消却しました。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 株当たり純資産額 3,989.15 円	1 株当たり純資産額 11,300.25 円

2 1 株当たり四半期純損失金額

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 7,321.08 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 5,018.49 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失 (千円)	490,029	349,959
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	490,029	349,959
普通株式の期中平均株式数 (株)	66,934	69,734
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本間 洋一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間においても、営業損失358,714千円、四半期純損失490,029千円を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローも、前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金170,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。